

「聞こえのサポーター養成事業」実施要項

1 目的

本事業は、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」等に基づき、①手話を言語として認め、広めていくこと。②聴覚障害の特性に応じたいろいろなコミュニケーション方法を選択出来るようにすること。この二つのことを通じて「聞こえの共生社会」を実現することを目的とし、聴覚障害への理解を広め、より多くの方々に聴覚障害者とのコミュニケーション方法を身に付けて頂くことを目的に、「聞こえのサポーター」の養成を行う。

2 事業内容

事業内容は下記の通りとする。

- (1) 聞こえのサポーター養成講習会（以下「養成講習会」という。）の開催
一般府民、事業者等に対して、聴覚障害や手話の正しい理解やコミュニケーション手段への理解を促進し、聴覚障害者の社会参加を支えていくための「聞こえのサポーター」を養成する。
- (2) 養成講習会における指導者の養成講座の開催
指導者の対象は、下記の通り。
 - ① 京都府障害者施策推進協議会、聞こえの共生社会推進部会の委員
 - ② 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会職員、但し所属長の推薦を受けた者に限る。
- (3) 上記の指導者養成講座の受講修了指導者（以下、指導者という。）の登録及び派遣の調整。
- (4) 養成講習会の開催申込み受付
- (5) 上記で受け付けた養成講習会における、講習内容の構成及び調整
- (6) (1)～(5)に掲げるもののほか、事業の実施に必要な事項

3 運営方法

- (1) 実施主体 京都府
- (2) 運営管理 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会（以下、「聴言協会」という。）に委託

4 養成講習会の参加対象者

一般府民及び事業所、自治会、任意団体、行政団体等 聴覚障害の理解において意欲を持つもの。

5 養成講習会の内容

- (1) 養成講習会の開催時間及び内容は、下記の通りとする。
 - ① ベーシックコース（1時間）聴覚障害概論＋手話実技
 - ② アドバンスコース（2時間）聴覚障害概論＋手話実技＋※専門別実習
※障害のある人、障害のない人のそれぞれの体験談を聞き、実際のコミュニケーション方法を体験する。
- (2) 養成講習会修了者には、【聞こえのサポーター証】を交付する。

6 養成講習会の開催手続き

- (1) 養成講習会の開催を希望する者（以下、「希望者」という。）は、おおむね10人以上の受講者を募り、養成講習会の開催を希望する候補日を3日挙げ、最初の候補日よりおおむね1ヶ月前までに、「聞こえのサポーター」養成講習会申込書（様式①）を聴言協会に提出しなければならない。
- (2) 聴言協会は、上記の申込みがあった場合、養成講習会の開催の日程調整を行い、可否の決定を希望者にその旨通知するものとする。
- (3) 養成講習会の実施場所は、希望者が確保するものとする。

7 養成講習会への指導者派遣

- (1) 養成講習会の開催希望の申込みについて、希望者の参加メンバー、養成講習会での

獲得目標を鑑み、事前に登録済み指導者の調整・派遣を行う。

- (2) 指導者の調整・派遣については、指導者に対し事前に登録された電子メール及び文書にて派遣の可否を確認するものとする。
- (3) 「聞こえのサポーター」養成講習会指導者派遣依頼書（様式②）により正式依頼とする。

8 養成講習会指導者からの報告及び謝礼等支払

- (1) 養成講習会指導者は、養成講習会に派遣の都度、実施報告書（様式③）を聴言協会に提出する。
実施報告書には、養成講習会での講義内容、交通費実費、振込銀行口座を記入する。
- (2) 謝礼及び交通費については、下記の通りとする。
 - ① 養成講習会 1 回につき 5,568 円（源泉税含む）を謝礼として支払う。
 - ① 交通費については、実費弁償とする。
- (3) 謝礼及び交通費については、銀行振込とし、銀行振込送信結果を以って、指導者からの受領書とする。

9 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、京都府と聴言協会が協議の上決定する。

附則

平成 30 年 4 月 1 日から施行